

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機設計及び工事計画）【30】
2. 日時：令和3年12月3日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

忠内安全管理調査官、江崎企画調査官、植木主任安全審査官、
千明主任安全審査官、服部(正)主任安全審査官、三浦主任安全審査官、
宇田川安全審査官、大野安全審査専門職、服部(靖)安全審査専門職、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部部長（電源土木）他17名※

北海道電力株式会社

泊発電所 保全計画課 副長 他1名※

中部電力株式会社

原子力部 設備設計G 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 担当※

5. 要旨

(1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号機の設計及び工事の計画認可申請書のうち、基本設計方針（6条/51条）及び津波への配慮に関する説明書について、令和3年11月18日及び令和3年11月30日の提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波への配慮に関する説明書（入力津波による津波防護対象設備への影響評価、津波防護に関する施設の設計方針）】

- 津波への配慮に関する説明書について、設置変更許可の審査資料からの変更点分かる資料を整理し、変更の理由及び妥当性を含めて説明すること。
- 補足説明資料の項目について、先行審査プラントと比較した上で、項目を網羅的に提示し、各項目の概要を説明すること。
- 貫通部止水処置、屋外排水路逆止弁等の許容津波高さについて、設定

根拠を説明すること。

- 【NS2-添 1-004 改 01 P. 53~56】タービン補機海水ポンプ出口弁の閉止時間について、第 1 回補正申請の内容から変更した根拠及び経緯を詳細に説明すること。
- 漏えい検知器及びタービン補機海水ポンプ出口弁配置図について、タービン補機海水系配管ルート及び床面高さを追記して説明すること。
- 許容浸水量と同等の浸水が発生すると想定することが安全側の評価となるとした考え方について、安全側の評価となる根拠が明確となるよう説明すること。
- 浸水防止設備に位置付けられている原子炉補機海水系配管（放水配管）等について、基準地震動 S_s による地震力に対してバウンダリ機能を保持させる設計方針のほか、弾性設計用地震動 S_d に対する設計方針を説明すること。
- 設計に用いる遡上波の流速について、防波壁前面海域での評価位置を設定し、それぞれの評価位置における最大流速の一覧を整理して説明すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

なし